

## おくやみ窓口の開設について

ご遺族の負担を軽減するため、死亡に伴う手続をワンストップでお手伝いする「おくやみ窓口」を開設いたします。

### 1 おくやみ窓口の概要

- (1) 開設日： 令和 3 年 5 月 17 日（月）（電話予約開始日 5 月 12 日(水)）
- (2) 開設場所： 駅前庁舎 市民課戸籍チーム ⑥番窓口
- (3) 職員体制： 正職員 1 名、再任用短時間職員 2 名、会計年度任用職員 1 名
- (4) 開設時間： 一日 6 枠の予約制（平日の 9:00 から 16:00 まで）
- (5) 予約方法： 電話予約（平日の 8:30 から 17:00 まで）

### 2 おくやみ窓口でできる主な手続

内 容	手 続
住民登録	死亡の記載のある住民票や戸籍謄本の交付、印鑑登録証の返納 など
国民健康保険・後期高齢者医療保険	被保険者証の返還、葬祭費の支給申請【新】など
介護保険	被保険者証の返還【新】、介護保険負担割合証の返還【新】
障がい福祉	障害者手帳の返還【新】、福祉タクシー・移送サービス利用券綴の返還【新】、福祉自家用車給油券綴の返還【新】など

#### おくやみ窓口の開設により…

- (1) おくやみ窓口では、葬祭費の支給申請など 33 の手続ができます
- (2) 基礎情報（氏名、住所等）が印字された申請書を おくやみ窓口が作成します
- (3) 予約のない方であっても、予約枠に空きがあれば 死亡届手続チェックシートによる手続の抽出をお手伝いします

### 3 おくやみ窓口の利用方法

- (1) 電話予約をしていただきます（おくやみ窓口専用 017-718-1981）  
\*来庁希望日の 3 日前（土日祝日・年末年始を除く）までに
- (2) 来庁日前日におくやみ窓口より必要な書類等について電話連絡をします  
ご遺族は、必要な持ちものを準備していただきます
- (3) 来庁日当日は、おくやみ窓口で必要な手続について確認していただきます
- (4) おくやみ窓口で可能な手続を行います
- (5) 担当課での手続が必要な場合は、職員がリレー方式で次の担当課までご案内し、手続をしていただきます

### 4 周知方法

- (1) 広報あおもり 5 月 1 日号、市ホームページに掲載
- (2) 死亡届手続チェックシートに記載